

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（関税割当てをする物品）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の下欄に掲げる物品とする。</p> <p>2 （省 略）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第二条 法第八条の六第一項の割当て（以下「一項割当て」という。）を受けようとする者は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、農林水産大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 〵 4 （省 略）</p> <p>5 農林水産大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があつた場合には、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる当該各項の下欄に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定において定められている関税割当数量（経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている場合における当該一定の数量をいう。次項において同じ。）の</p>	<p>（関税割当てをする物品）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第二条 同 上</p> <p>2 〵 4 同 上</p> <p>5 同 上</p>

範囲内で、次の事項を考慮して、一項割当てを行うものとする。

- 一 その使用及び輸入の実績
- 二 その使用に関する計画
- 三 その輸入が国民経済上有効であり、かつ、適切であること。
- 四 その割当てが不当に差別的でないこと。

6 (省 略)

7 一項割当て及び二項割当ては、当該割当てを行った数量を記載した証明書（以下「関税割当証明書」という。）を発給して行うものとする。

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一の八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について、農林水産大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

9 前各項に規定するもののほか、関税割当申請書及び関税割当証明書の様式その他一項割当て及び二項割当てに関し必要な事項は、農林水産省令又は経済産業省令で定める。

10・11 (省 略)

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品 目
一～五	(省 略)	(省 略)
六	日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（以下「スイス協定」	(一) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる

6 同 上

7 同 上

8 同 上

9 同 上

10・11 同 上

別表第一（第一条、第二条関係）

項名	経済連携協定	品 目
一～五	同 上	同 上
六	同 上	(一) 同 上 (二) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの

	<p>という。)</p> <p>物品のうちスイス協定附属書一の付録一の第二節の日本の表の5欄に(9)を掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(三) (省略)</p> <p>(四) 関税率表第一八〇六・三一号、第一八〇六・三二号の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうちスイス協定附属書一の付録一の第二節の日本の表の5欄に(9)を掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(五) (省略)</p>	<p>七</p> <p>(省略)</p> <p>経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下「オーストラリア協定」という。)</p>	<p>八</p> <p>(省略)</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) 関税率表第〇四〇三・二〇号の二の(一)に掲げる物品のうちオーストラリア協定附属書一の第三編の第二節の日本の表の5欄に(8)を掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(三) (省略)</p> <p>(七) (省略)</p> <p>(八) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの並びに関税率表第一六〇二・</p>
	<p>(三) 同上</p> <p>(四) 関税率表第一八〇六・三一号、第一八〇六・三二号の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品</p> <p>(五) 同上</p>	<p>七</p> <p>同上</p>	<p>八</p> <p>同上</p> <p>(一) 同上</p> <p>(二) 関税率表第〇四〇三・二〇号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(三) (七) 同上</p> <p>(八) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のもの</p>

	九	<p>九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうちオーストラリア協定附属書一の第三編の第二節の日本の表の5欄に(47)掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(九) 〓 (一一) (省略)</p> <p>(二) 〓 (一九) (省略)</p> <p>(二〇) 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品(分蜜糖のものを除く。)、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)、関税率表第二一〇一・一二号の(一)及び二</p>
	九 同 上	<p>(九) 〓 (一一) 同上</p> <p>(二) 〓 (一九) 同上</p> <p>(二〇) 関税率表第一七〇二・九〇号の二に掲げる物品(分蜜糖のものを除く。)、関税率表第一九〇一・二〇号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のもの以外のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)、同号の二の(三)のAの(b)に掲げる物品(米粉調製品及び小麦粉調製品を除く。)、関税率表第二〇〇八・九九号の二の(一)のBの(c)の口に掲げる物品(小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。)、関税率表第二一〇一・一二号の(一)及び二</p>

の(二)のAの(b)並びに第二一〇一  
・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲  
げる物品、関税率表第二一〇六  
・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ  
に掲げる物品(各成分のうち砂  
糖の重量が最大のものに限る。  
)、同号の二の(二)のEの(a)のハ  
の(イ)に掲げる物品、同号の二の  
(二)のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げ  
る物品並びに関税率表第四〇  
三・二〇号及び第一六〇二・九  
〇号の二の(二)のAに掲げる物品  
のうち環太平洋包括的及び先進  
的協定附属書二―Dの日本国の  
関税率表の付録Aの第B節の20  
のT W Q―J P 20に掲げる品目  
に分類されるもの

(二二) 関税率表第一七〇四・九〇  
号の二に掲げる物品のうちキャ  
ラメル以外のもの及び関税率表  
第一六〇二・九〇号の二の(二)の  
Aに掲げる物品のうち環太平洋  
包括的及び先進的協定附属書二  
―Dの日本国の関税率表の付録  
Aの第B節の22のT W Q―J P  
22に掲げる品目に分類されるも  
の

(二二) (二六) (省略)

の(二)のAの(b)並びに第二一〇一  
・二〇号の二の(二)のAの(b)に掲  
げる物品、関税率表第二一〇六  
・九〇号の二の(二)のEの(a)のイ  
に掲げる物品(各成分のうち砂  
糖の重量が最大のものに限る。  
)、同号の二の(二)のEの(a)のハ  
の(イ)に掲げる物品並びに関税率  
表第二一〇六・九〇号の二の(二)  
のEの(a)のハの(ロ)のIに掲げる  
物品

(二二) 関税率表第一七〇四・九〇  
号の二に掲げる物品のうちキャ  
ラメル以外のもの

(二二) (二六) 同上

(二七) 関税率表第一八〇六・三一

号、第一八〇六・三二号の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の23のT W Q―J P 23に掲げる品目に分類されるもの

(二八) 関税率表第一八〇六・三二

号の二の(一)及び第一八〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の19のT W Q―J P 19に掲げる品目に分類されるもの

(二九) (省 略)

(三〇) 関税率表第一九〇一・九〇

号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日

(二七) 関税率表第一八〇六・三一

号、第一八〇六・三二号の一及び第一八〇六・九〇号の一に掲げる物品

(二八) 関税率表第一八〇六・三二

号の二の(一)及び第一八〇六・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品

(二九) 同上

(三〇) 関税率表第一九〇一・九〇

号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限る。)

十 経済上の連携に	
(一) (八) (省略)	<p>(三三三) (三八) (省略)</p> <p>品目に分類されるもの</p> <p>の2のT W Q—J P 2に掲げる 国の関税率表の付録Aの第B節 の関税率表の付録Aの第B節 先進的協定附属書二—Dの日本 物品のうち環太平洋包括的及び ・九〇号の二の(二)のAに掲げる 製品並びに関税率表第一六〇二 (を除外。 )のうち、小麦粉調 〇〇グラム以下のものに限り。 の(容器ともの一個の重量が五 品(小売用の容器入りにしたも び同号の二の(三)のBに掲げる物 号の二の(三)のAに掲げる物品及 (三三二) 関税率表第一九〇一・九〇 もの</p> <p>P 29に掲げる品目に分類される 録Aの第B節の29のT W Q—J 二—Dの日本の関税率表の付 洋包括的及び先進的協定附属書 〇号に掲げる物品のうち環太平 品及び関税率表第〇四〇三・二 号の二の(一)のAの(b)に掲げる物 (三三一) 関税率表第一九〇一・九〇 る品目に分類されるもの</p> <p>本国の関税率表の付録Aの第B 節の28のT W Q—J P 28に掲げ</p>

十 経済上の連携に	
(一) (八) 同上	<p>(三三三) (三八) 同上</p> <p>品</p> <p>の二の(一)のAの(b)に掲げる物 (三三一) 関税率表第一九〇一・九〇 品</p> <p>の二の(三)のAに掲げる物品及 (三三二) 関税率表第一九〇一・九〇 の(容器ともの一個の重量が五 品(小売用の容器入りにしたも び同号の二の(三)のBに掲げる物 号の二の(三)のAに掲げる物品及 (を除外。 )のうち、小麦粉調 製品</p>

関する日本国と  
欧州連合との間  
の協定（以下「  
欧州連合協定」  
という。）

（九）

関税率表第一七〇一・一三  
号、第一七〇一・一四号の一の  
（二）、第一八〇六・一〇号の一、第  
一九〇一・九〇号の二の（一）の A  
の（b）、第二〇〇五・四〇号の一  
の（二）、第二〇〇五・五一号の一  
の（二）、第二〇〇五・九九号の一  
の（一）の B、第二一〇六・九〇号  
の二の（二）の E の（a）のハの（ロ）の II  
及び III の（I）に掲げる物品並びに  
同号の二の（二）の E の（a）のハの（ロ）  
の III の（II）に掲げる物品（砂糖を  
除く各成分のうち、ソルビトール  
の重量が最大のものに限る。）  
並びに関税率表第四〇三・  
二〇号に掲げる物品のうち欧州  
連合協定附属書二—A の第三編  
の第 B 節の 16 の T R Q—15 に掲  
げる品目に分類されるもの

（一〇）（省 略）

（一一） 関税率表第一七〇二・九〇  
号の二に掲げる物品（分蜜糖の  
ものを除く。）、関税率表第一  
九〇一・二〇号の二の（三）の A の  
（b）に掲げる物品（米粉調製品及  
び小麦粉調製品を除く。）、関  
税率表第一九〇一・九〇号の二  
の（一）の A の（a）に掲げる物品（各

関する日本国と  
欧州連合との間  
の協定

（九）

関税率表第一七〇一・一三  
号、第一七〇一・一四号の一の（二）  
、第一八〇六・一〇号の一、第  
一九〇一・九〇号の二の（一）の A  
の（b）、第二〇〇五・四〇号の一  
の（二）、第二〇〇五・五一号の一  
の（二）、第二〇〇五・九九号の一  
の（一）の B 並びに第二一〇六・九  
〇号の二の（二）の E の（a）のハの（ロ）  
の II 及び III の（I）に掲げる物品並  
びに同号の二の（二）の E の（a）のハ  
の（ロ）の III の（II）に掲げる物品（砂  
糖を除く各成分のうち、ソルビ  
トールの重量が最大のものに限  
る。）

（一〇） 同 上

（一一） 関税率表第一七〇二・九〇  
号の二に掲げる物品（分蜜糖の  
ものを除く。）、関税率表第一  
九〇一・二〇号の二の（三）の A の  
（b）に掲げる物品（米粉調製品及  
び小麦粉調製品を除く。）、関  
税率表第一九〇一・九〇号の二  
の（一）の A の（a）に掲げる物品（各

成分のうち砂糖の重量が最大の  
もの以外のものに限り、加圧容器  
入りとしたホイップドクリームを  
除く。）、同号の二の(三)のAの  
(b)に掲げる物品（米粉調製品  
及び小麦粉調製品を除く。）、  
九十九号の二の(一)のBの(c)の  
口に掲げる物品（小売用の容器  
入りとしたもので、容器ともの  
一個の重量が五〇〇グラム以下  
のものに限る。）、関税率表第  
二一〇一・一二号の(一)及び二  
の(二)のAの(b)並びに第二一  
〇一・二〇号の二の(二)のAの  
(b)に掲げる物品、関税率表第  
二一〇六・九〇号の二の(二)の  
Eの(a)及びハの(イ)に掲げる  
物品（各成分のうち砂糖の重量  
が最大ののものに限る。）、同  
号の二の(二)のEの(a)のハの  
(イ)に掲げる物品並びに関税率  
表第〇四〇三・二〇号及び第一  
六〇二・九〇号の二の(二)のA  
に掲げる物品のうち欧州連合協  
定附属書二―Aの第三編の第B  
節の12のTRQ―11に掲げる品  
目に分類されるもの

成分のうち砂糖の重量が最大の  
もの以外のものに限り、加圧容器  
入りとしたホイップドクリームを  
除く。）、同号の二の(三)のAの  
(b)に掲げる物品（米粉調製品  
及び小麦粉調製品を除く。）、  
九十九号の二の(一)のBの(c)の  
口に掲げる物品（小売用の容器  
入りとしたもので、容器ともの  
一個の重量が五〇〇グラム以下  
のものに限る。）、関税率表第  
二一〇一・一二号の(一)及び二  
の(二)のAの(b)並びに第二一  
〇一・二〇号の二の(二)のAの  
(b)に掲げる物品、関税率表第  
二一〇六・九〇号の二の(二)の  
Eの(a)及びハの(イ)に掲げる  
物品（各成分のうち砂糖の重量  
が最大ののものに限る。）、同  
号の二の(二)のEの(a)のハの  
(イ)に掲げる物品並びに関税率  
表第〇四〇三・二〇号及び第一  
六〇二・九〇号の二の(二)のA  
に掲げる物品のうち欧州連合協  
定附属書二―Aの第三編の第B  
節の12のTRQ―11に掲げる品  
目に分類されるもの

十一	(省略)	(省略) (省略)	<p>(二二) (一四) (省略)</p> <p>(二五) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限り)及び関税率表第四〇三・二〇号に掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の15のTRQ―14に掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(二六) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)のAに掲げる物品及び同号の二の(三)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限り)を除く。)のうち、小麦粉調製品並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の(二)のAに掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の4のTRQ―3に掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(二七) (一九) (省略)</p>
十一	同上	同上	<p>(二二) (一四) 同上</p> <p>(二五) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(一)のAの(a)に掲げる物品(各成分のうち砂糖の重量が最大のものに限り)及び関税率表第四〇三・二〇号に掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の15のTRQ―14に掲げる品目に分類されるもの</p> <p>(二六) 関税率表第一九〇一・九〇号の二の(三)のAに掲げる物品及び同号の二の(三)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限り)を除く。)のうち、小麦粉調製品</p> <p>(二七) (一九) 同上</p>